

## お知らせ

### 一般競争入札で市有地を売払います

#### 売払物件

| 物件番号 | 物件所在地       | 地目 | 面積      |
|------|-------------|----|---------|
| 2    | 高宮町字青1199番1 | 宅地 | 409.69㎡ |

#### 予定価格（最低売払価格）

15,240,000 円

#### 案内・申込書などの配布

【期間】12月20日(火)まで

【場所】公有財産管理課（市役所本庁舎2階）、稲枝支所・各出張所（彦根市ホームページでダウンロード可）

#### 参加申込の受付

【申込方法】申込書および誓約書を公有財産管理課へお持ちください。

【受付期間】12月13日(水)～同20日(火)(※)土・日曜を除く／8:30～12:00、13:00～17:15

#### 入札日時・場所

【日時】令和6年1月16日(火)10:00～

【場所】市役所本庁舎（元町）5階  
📞 30-6114 📠 30-6147

【HP 番号：23727】

### 市立病院 職員募集

#### 職種・人数

看護師・若干人

#### 受験資格

昭和58年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人

【試験日】令和6年1月20日(土)

【受付期限】令和6年1月10日(水)17:15まで

【受付方法】原則、彦根市電子申請サービスによる受付

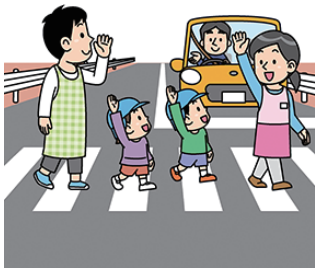
🗑他 職務内容、受験資格などの詳細は市立病院ホームページ（QRコード）をご覧ください。

📞 市立病院事務局

職員課 📞 22-6050

（内線 3516・3517）

📠 26-0754



### 除雪作業にご協力をお願いします

#### <除雪対策期間>

冬季は、積雪や路面凍結により、交通障害が発生する恐れがあります。市民生活への影響を最小限に抑えるため、**12月1日(金)～令和6年3月20日(水・祝)**を除雪対策期間と定め、幹線道路を中心に除雪作業や凍結防止作業を行います。

▶作業は、主に深夜から早朝にかけて行い、積雪状況によっては、道路を通行止めにして行う場合や、日中にかけて作業を行う場合があります。  
▶路上駐車などは除雪作業の妨げになり、近隣の皆さんの迷惑になりますので、「しない」「させない」ようお願いします。

#### <除雪作業のお願い>

迅速な作業に努めますが、限られた時間の中、市だけで全ての道路を十分に除雪することは不可能であるため、幹線道路以外の生活道路や歩道、通学路などの除雪作業につきましては、地域の皆さんで、ご対応いただくとともに、機械除雪作業に対する補助制度の活用をご検討ください。詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。【HP 番号：1546】

#### <大雪時等の生活道路の排雪先>

大雪時における生活道路の排雪先については、地域の側溝や近くの河川・水路など、通水の支障とならないよう排雪をお願いします。

📞 道路河川課 📞 30-6122 📠 24-5211 【HP 番号：11779】

### 年末の交通安全県民運動

12月1日(金)から同31日(日)まで、県では年末の交通安全県民運動が行われます。高齢者や子どもを見かけたら、思いやりを持った運転を心がけましょう。冬は日没が早くなりますので、歩行者や自転車の皆さんは明るい服装や、反射材を身に着けるようにしましょう。また飲酒する機会が増える時期です。飲酒運転は重大事故につながる犯罪です。飲酒運転をしない、させない、環境づくりに努めましょう。一人ひとりが「交通事故に遭わない」、「交通事故を起こさない」ように気を付けましょう。

#### 📞 交通政策課

📞 30-6134 📠 24-8517

### 宝くじの助成金を地域コミュニティ活動に生かしています

地域コミュニティの健全な発展を図ることを目的として、（一財）自治総合センターが宝くじの収益金を財源に宝くじ助成を実施しています。

令和5年度にこの制度を活用して実施された事業を紹介します。

#### <地域防災組織育成助成事業>

地域防災の要である消防団に対し、消防団装備の充実強化を図ることを目的に各分団の雨衣を更新しました。



#### 📞 消防総務課

📞 22-0314 📠 22-9427

【HP 番号】彦根市ホームページにより詳しい情報を掲載している場合は、ホームページ番号を表記しています。彦根市ホームページのトップ画面にある検索欄にホームページ番号を入力すると、該当ページに直接アクセスすることができます。

### 市税などの納付は口座振替をご利用ください

📄 預貯金口座のある市の取扱金融機関の窓口

▶彦根市市税等（預金）口座振替依頼書（上下水道料金の場合は「彦根市上下水道料金口座振替依頼書」）、預貯金通帳、通帳使用印鑑を持って申し込み。  
▶用紙は各担当課、出納室（市役所本庁舎1階）、市内の各金融機関の窓口にあります。

🗑他 取扱金融機関など、詳しくは彦根市ホームページをご確認ください。

【HP 番号：3178】

| 税目               | 問い合わせ先                            |
|------------------|-----------------------------------|
| 固定資産税・都市計画税      | 税務課<br>📞 30-6108                  |
| 軽自動車税（種別割）       |                                   |
| 市県民税（普通徴収）       |                                   |
| 国民健康保険料（普通徴収）    | 保険年金課<br>📞 30-6145                |
| 介護保険料（普通徴収）      |                                   |
| 後期高齢者医療保険料（普通徴収） |                                   |
| 市営住宅家賃           | 住宅課                               |
| 市営住宅駐車場使用料       | 📞 30-6123                         |
| 上下水道料金           | 彦根市上下水道料金お客様サービスセンター<br>📞 27-2802 |
| し尿処理手数料          | 生活環境課<br>📞 30-6116                |
| 下水道受益者負担金・分担金    | 上下水道業務課<br>📞 22-5458              |
| 農村下水道使用料         | 農林水産課<br>📞 30-6118                |
| 保育所等保育料          | 幼児課<br>📞 23-9597                  |
| 放課後児童クラブ負担金      | 生涯学習課<br>📞 24-7974                |

▲彦根市市税等預金口座振替依頼書

### 令和4年度行財政改革の取り組み

市は、長期にわたり持続可能な行財政経営基盤を確立した上で、不断の行財政改革に取り組み、市民サービスの質的向上と活力あるまちづくりを実現することを目標とし、取り組みを行っています。

#### ●健全な財政基盤の確立

▶歳入確保策の積極的な展開として、彦根市へのふるさと彦根応援寄附をさらに多く受け入れるため、新聞やネット広告などの媒体を活用しPRに努め、前年度比1.6倍の大幅増額となりました。

▶「事務事業見直しの指針」を作成し、本指針に基づきリセットの視点で、全ての事業の見直しを行いました。そのうち9事業は、外部有識者のヒアリングを実施し、見直しの方向性について助言をいただき、見直しに取り組みました。

#### ●効率的・効果的な行政体制の整備

▶職員のワークライフバランスを重視し、働きやすい職場環境づくりを推進するため、決裁区分の引き下げや合議見直しなど内部事務の簡素化について検討し、見直しを令和5年度から行いました。

▶小・中学校に、校務支援システムと連動する市内統一の保護者連絡用ツールを導入しました。児童・生徒の欠席連絡をスマートフォンから送信することで、自動的に校務支援システムに欠席連絡が反映され、学校教職員の始業前の電話対応にかかる時間が大幅に減少しました。

📞 働き方・業務改革推進課 📞 30-6149 📠 22-1398

【HP 番号：23732】

### 12月4日(月)～同10日(日)は人権週間です

#### ●誰かのことじゃない

あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会をつくるためには、私たち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことが大切です。

#### ●人権に関する相談は、各種相談窓口へ

▶みんなの人権 110番

📞 0570-003-110

▶こどもの人権 110番

📞 0120-007-110

▶女性の人権ホットライン

📞 0570-070-810

▶外国語人権相談ダイヤル

📞 0570-090-911

▶天津地方法務局彦根支局

📞 22-0291

#### 📞 人権政策課

📞 30-6115 📠 24-8577

【HP 番号：11826】

### 国民年金保険料の追納制度をお勧めします

国民年金保険料を全額または一部免除している人や、法定免除や学生納付特例免除ご利用の人の免除期間は受給資格に算入されますが、受け取る金額は全額を納付した場合より少なくなります。10年以内であれば、遡って納付することができる「追納制度」がありますので、追納を希望する場合は、彦根年金事務所または保険年金課・稲枝支所・各出張所にてお手続きください。

なお、承認を受けた期間の年度から起算して、3年度目からは、当時の保険料に加算金<sup>さかのぼ</sup>が上乗せされます。

#### 📞 保険年金課

📞 30-6136 📠 22-1398

【HP 番号：4892】